

令和3年(2021年)2月那覇市・南風原町  
環境施設組合議会 定例会

(午前10時00分 開会)

○議長(喜舎場盛三)

ただいまから令和3年(2021年)2月那覇市・南風原町環境施設組合議会定例会を開会いたします。

○議長(喜舎場盛三)

これより本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付したとおりでございます。

○議長(喜舎場盛三)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、議長において大城勇太議員と、赤嶺奈津江議員を指名いたします。

○議長(喜舎場盛三)

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付した会期日程のとおり本日、2月5日の1日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(喜舎場盛三)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日2月5日の1日間に決定いたしました。

○議長(喜舎場盛三)

日程第3、議案第1号、令和2年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

それでは別冊の令和2年度一般会計補正予算書(第2号)と、提案理由説明は1ページをお願いします。

議案第1号、令和2年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算(第2号)について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、補正予算第1号後の新たな状況の変化により補正の必要が生じたので、歳入歳出予算をそれぞれ3,599万6,000円増額補正するものであります。これにより、補正後の一般会計予算額は、歳入歳出それぞれ41億7,908万6,000円となります。

まず、歳入予算の概要についてご説明申し上げます。予算書は7ページをお願いします。第1款の分担金及び負担金は、25万円の減額補正で、周辺まちづくり事業負担金の減によるものであります。

第3款の国庫支出金は、300万8,000円の減額補正で、周辺まちづくり事業及び基幹的設備改造事業の減によるものであります。

第4款の財産収入は、6,913万3,000円の増額補正で、売電料及び有価物売払料の増によるものであります。

予算書8ページ、第5款の繰入金金は、3,507万9,000円の減額補正で、施設整備基金繰入金金の減によるものであります。

第8款の組合債は、520万円の増額補正で、基幹的設備改造事業債の増によるもの

であります。

次に、歳出予算の概要についてご説明申し上げます。予算書は9ページをお願いいたします。第2款の総務費は、54万6,000円の減額補正で、旅費の減によるものです。

第3款の衛生費は、3,654万2,000円の増額補正で、清掃総務費において、旅費の減と、売電料及び有価物売払料の増額見込みによる積立金の増、塵芥処理費（中間処理）において、入札残等による委託料と備品購入費の減、塵芥処理費（最終処分）において、入札残等による委託料と備品購入費の減、周辺まちづくり事業費において、国庫補助金の交付額確定に伴う委託料の減によるものであります。

そのほか、繰越明許費については予算書3ページの第2表、債務負担行為補正については4ページの第3表、地方債補正については5ページの第4表のとおりであります。

以上が、議案第1号、令和2年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算（第2号）の概要でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（喜舎場盛三）**

これより質疑に入りますが、通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

**○議長（喜舎場盛三）**

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（喜舎場盛三）**

これにて討論を終結いたします。

**○議長（喜舎場盛三）**

これより採決を行います。

議案第1号、令和2年度那覇市・南風原

町環境施設組合一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（喜舎場盛三）**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

**○議長（喜舎場盛三）**

日程第4、議案第2号、令和3年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

仲村総務企画課長。

**○総務企画課長（仲村兼一）**

それでは別冊の令和3年度一般会計予算書、それと提案理由説明は2ページをお願いいたします。

議案第2号、令和3年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。

令和3年度一般会計の歳入歳出予算の総額は、30億4,638万円で、前年度に比べて、10億2,296万8,000円、率にして約25.1%の減となっております。主な要因としましては、基幹的設備改造事業及び周辺まちづくり事業、公債費の元金償還等の減によるものです。

まず、歳入予算の概要についてご説明申し上げます。予算書は5ページをお願いいたします。

第1款分担金及び負担金は、12億2,497万8,000円で、対前年度比2億8,317万6,000円、約18.8%の減となっております。主な要因は、ごみ処理施設管理運営負担金

の増、ごみ処理施設建設事業のため、借入れを行った組合債の元利償還が令和2年度で終了したため、その償還額に対応する、ごみ処理施設建設負担金の皆減、基幹的設備改造事業の元金償還の開始により、その償還額に対応する、基幹的設備改造工事等建設負担金の増によるものです。なお、本年度のごみ処理に係る負担金の負担割合は、那覇市90.63%、南風原町9.37%となっております。

第2款使用料及び手数料は、4億7,004万3,000円で、対前年度比1億2,734万4,000円、約21.3%の減となっております。主な要因は、ごみ処理手数料の減によるものです。

第3款国庫支出金は、500万円で、対前年度比3億9,413万9,000円、約98.7%の減となっております。これは、基幹的設備改造事業の皆減、周辺まちづくり事業の減によるものです。

第4款財産収入は、5億1,826万円で、対前年度比3,756万7,000円、約7.8%の増となっております。主な要因は、余剰電力売払料及び有価物売払料の増によるものです。

第5款繰入金は、8億1,721万3,000円で、対前年度比3億5,959万8,000円、約78.6%の増となっております。これは、施設整備基金繰入金及び還元施設基金繰入金の増によるものです。

第6款繰越金は費目存置であります。

第7款諸収入は、1,088万5,000円で、対前年度比2万6,000円、約0.2%の増となっております。主な要因は、ごみ処理受託収入の増、金属廃材売却の減によるものです。

次に、歳出予算の概要についてご説明申し上げます。

第1款議会費は、473万5,000円で、対前

年度比129万4,000円、約37.6%の増となっております。主な要因は、旅費の増によるものであります。

第2款総務費は、1億4,845万2,000円で、対前年度比184万9,000円、約1.2%の減となっております。主な要因は、一般管理費の人件費、需用費及び委託料の減、環境の杜ふれあい管理運営費の需用費増によるものであります。

第3款衛生費は、26億7,792万3,000円で、対前年度比6億6,424万4,000円、約19.9%の減となっております。主な要因は、塵芥処理費（中間処理）の需用費の基幹的設備改造工事と周辺まちづくり事業の減によるものであります。

第4款公債費は、1億8,527万円で、対前年度比3億5,816万9,000円、約65.9%の減となっております。主な要因は、歳入の第1款でご説明いたしました、ごみ処理施設建設事業における償還の終了による減と、基幹的設備改造事業における償還の開始による増によるものであります。

第5款予備費は、3,000万円で、前年度と同額となっております。

そのほか、債務負担行為については予算書4ページの第2表のとおりであります。

以上が、議案第2号、令和3年度那覇市・南風原町環境施設組一般会計予算の概要でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(喜舎場盛三)

これより質疑に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、発言を許可いたします。

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

岡崎です。よろしくお願ひいたします。

同一労働、同一賃金という考え方で、今

年度、去年の4月から始まりました会計年度任用職員制度について伺います。

予算書の11ページ、総務費、右側の欄、任用職員の基本報酬170万1,000円、それから次の12ページの右側の上の段の下に、期末手当が36万2,000円、そして14ページ、下の段の上、任用職員基本報酬8人分で1,634万3,000円。そしてその下、期末手当8人分で270万4,000円とございます。

そこでお伺いします。この任用職員の皆さんの新年度の報酬と期末手当の年間のアップですね。去年は、期末手当は期間の都合により満額ではないと聞いています。それで、年に換算した場合、同じように倣って捉えた場合に、新年度は基本報酬、それから期末手当が、各々、幾ら上がるのでしょうか。お伺いします。

○議長(喜舎場盛三)

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

お答えいたします。

令和3年度の会計年度任用職員の報酬と期末手当につきましては、令和2年度から継続される職員は、事務職が報酬で3万5,772円、期末手当で9万6,166円、現業職が、報酬で3万5,760円、期末手当で10万40円の増額となっております。

期末手当の支給率は、規則で6月と12月、それぞれ100分の130に、支給前の在職期間に応じた期間率を乗じることが定められております。

令和2年度の支給率は、制度初年度の6月で、在職期間が4月と5月の2ヶ月となり、支給前の在職期間が6ヶ月でないため、支給率は100分の65となり、12月の支給率100分の130と合わせ、合計100分の195でありました。

令和3年度の支給率は100分の260になる

ため、令和2年度に比べ100分の65が増えることとなります。

先ほど、同じように倣った場合ということであったのですが、そのうち期末手当の支給率を100分の260として比較した場合、年間で事務職が7,750円、現業職が7,748円の増額となります。以上です。

○議長(喜舎場盛三)

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

この職員の皆さんの処遇について、私はずっと関心を持ち続けております。最後のほうに言われた七千幾らかというのは、月額のことですかね。

○総務企画課長(仲村兼一)

年間です。

○7番(岡崎晋)

今、言われた数字で……、年間ですか。

○議長(喜舎場盛三)

休憩します。

再開します。

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

それでは再質疑をさせていただきます。

皆さん、年間で約13万円余り上がるということで、私から見れば非常に喜ばしいことだと思っております。

それで再質疑は、この上げる幅は率なのか分かりませんが、上げる幅は何に準じて上げるのでしょうか。母体の那覇市の準用かとも思いますが、県とか国とかから指針か何かが示されていますか。

○議長(喜舎場盛三)

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

お答えいたします。

会計年度任用職員の昇給につきましては、那覇市の会計年度任用職員の給与等に関す

る条例を準用しております。

本組合で採用しているパートタイム職員につきましては、勤務時間（月数）に応じて1号給から3号給昇給されることとなっており、勤務月数が4ヶ月以上8ヶ月未満の場合は1号給、8ヶ月以上12ヶ月未満の場合は2号給、12ヶ月の場合は3号給の昇給となります。なお、市の会計年度任用職員の給与等に関する条例等については、総務省からの制度の導入に向けた事務処理マニュアルを基に整備を行っているとのことです。以上です。

○議長(喜舎場盛三)

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

最後の質疑ですね。

○議長(喜舎場盛三)

最後の質疑、3回目です。

○7番(岡崎晋)

もう少しお伺いします。

国からの係数とおっしゃったかな。ここで言えば沖縄県那覇市があって、沖縄県があって、国。それは全部同じ係数というか基準になっているのですか。それとも、何か少しずつ違ったりするのでしょうか。それを伺えますか。

○議長(喜舎場盛三)

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

お答えいたします。

各市町村、同じ率にはなっていないと思います。当然、先ほど答弁しましたように、総務省からの制度の導入に向けた事務処理のマニュアルを基に整備を行っておりまして、期末手当につきましては100分の260ということで、そこに、マニュアルどおりに同じような形で整備をしているところであります。以上です。

○議長(喜舎場盛三)

以上で通告書に基づく質疑は終了いたしました。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(喜舎場盛三)

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(喜舎場盛三)

これにて討論を終結いたします。

○議長(喜舎場盛三)

これより採決を行います。

議案第2号、令和3年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計予算は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(喜舎場盛三)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(喜舎場盛三)

日程第5、議案第3号、修繕工事請負契約について（令和3年度焼却設備等定期修繕）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

玉寄施設担当課長。

○施設担当課長(玉寄博道)

別冊の議案書の1ページ目をご覧ください。提案理由書は4ページ目をご覧ください。それではご説明します。

議案第3号、修繕請負契約について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、那覇・南風原クリーンセンターにおける令和3年度の「焼却設備等定期修繕」の修繕請負契約であります。

焼却設備等定期修繕は、ごみ処理施設全体の機能の保全・回復による安全・安定的な操業を目的とし、毎年定期的を実施するものであります。

内容としましては、焼却炉を初めとする各機械類の分解、清掃、点検及び消耗部品類の交換を行うとともに、ボイラー設備、アンモニア気化器及び蒸気タービンにつきましては、整備・修繕後、認定検査機関による法定検査を受検するものであります。

契約の方式につきましては、去る令和2年11月12日に開催された「那覇市・南風原町環境施設組合ごみ処理施設管理運営委員会」において承認を得た後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により、請負金額5億5,000万円で、「JFEエンジニアリング株式会社九州支店」と令和3年1月8日付で仮契約を締結しております。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(喜舎場盛三)

これより質疑に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、発言を許可いたします。

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

この修繕工事請負契約は、過去、平成29年から本年度、令和2年度までは4年間の契約だったのですが、新しい契約、新年度契約が単年度契約になっています。その理由をお伺いいたします。

○議長(喜舎場盛三)

玉寄施設担当課長。

○施設担当課長(玉寄博道)

お答えいたします。

「平成29年度～32年度焼却設備定期修繕」につきましては、平成28年度に締結しました「那覇・南風原クリーンセンター基幹的

設備改造工事」との連携を取り、効率よく修繕を行うため、基幹的設備改造工事の工期に合わせ、4年間の契約となっております。

令和3年度の契約につきましては、蒸気タービンが4年に一度の法定点検と2年に一度の自主点検、ボイラーが2年に一度の法定点検があり、効率のよい点検を行うために、契約の最終年度に法定点検または自主点検の年となるよう、令和4年度以降は複数年契約が望ましいと考えていることから、単年度契約としております。以上でございます。

○議長(喜舎場盛三)

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

今年度までは基幹設備のこともあったので4年間としましたと。令和3年度は単年度でやるということですが、法定点検と今おっしゃっていましたが、法定点検に併せて単年度だと私は理解したのですが、その法定点検というのは、修繕工事請負契約の中に、法定点検では何がありますか。

○議長(喜舎場盛三)

大田クリーンセンター主幹。

○クリーンセンター主幹(大田裕二)

お答えいたします。

令和3年度における法定点検につきましては、4年に一度行われる蒸気タービンの法定点検、次に2年に一度行われるボイラーの法定点検、そして毎年行われるアンモニア気化器の法定検査でございます。

○議長(喜舎場盛三)

岡崎晋議員、3回目です。

○7番(岡崎晋)

3つなんですね。

そうすると、次の令和4年度以降にも、また何かの法定点検が来るのかな。そうす

ると、令和4年度からの修繕請負契約の期間は単年度なのか、複数年なのか。そこはどう考えたらいいですか。どういう見込みでしょうか。

○議長(喜舎場盛三)

大田クリーンセンター主幹。

○クリーンセンター主幹(大田裕二)

お答えいたします。

令和4年度以降の法定点検につきましては、年度によって異なります。毎年行われるアンモニア気化器の法定検査、2年に一度行われるボイラーの法定点検、4年に一度行われる蒸気タービンの法定点検がございまして、今後、複数年を検討しております。

○議長(喜舎場盛三)

以上で通告書に基づく質疑は終了いたしました。

これにて質疑を終結いたします。

質疑なしと認めます。

○議長(喜舎場盛三)

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(喜舎場盛三)

これにて討論を終結いたします。

○議長(喜舎場盛三)

これより採決を行います。

議案第3号、修繕工事請負契約について(令和3年度焼却設備等定期修繕)は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(喜舎場盛三)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(喜舎場盛三)

日程第6、報告第1号、専決処分の報告について(修繕工事請負金額の変更)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

玉寄施設担当課長。

○施設担当課長(玉寄博道)

議案書等の3ページ目、提案理由書の5ページ目をお願いします。

それではご説明申し上げます。

報告第1号、専決処分の報告について、報告理由をご説明申し上げます。

本件は、平成29年2月8日に那覇市・南風原町環境施設組合議会で議決された議案第3号、平成29年度～32年度焼却設備定期修繕に係る修繕工事請負契約について、設計変更に伴う修繕工事請負変更契約の専決処分をしたものであります。

設計変更の主な内容といたしましては、ボイラー給水ポンプの経年劣化による部品交換や基幹的設備改造工事で更新した混練機の定期点検を行う必要が生じたことから、増額変更を行うものであります。

変更前の金額は14億3,971万4,000円で、変更後の金額は14億4,961万4,000円となり、990万円の増額となります。なお、本件は地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により平成18年2月15日付で那覇市・南風原町環境施設組合管理者の専決処分事項として指定された、契約金額の100分の5以内で、1,000万円以下の契約価格の変更」として、令和3年1月13日に専決処分を行い、同日付で修繕工事請負変更契約を締結しましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。

○議長(喜舎場盛三)

これより質疑に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、発言を許可いたします。

岡崎晋議員。

#### ○7番(岡崎晋)

これからお伺いするのは、先ほど伺ったことと関連するのですが、たしか先月の全協でも下地議員がおっしゃったと思いますが、この4年間のうちに990万円という数字で抑えられる修繕工事契約がたくさんあります。850万円とか、一度だけ1,900万円という議会の承認を必要とするものがありました。毎年2回990万円とか、935万円とか850万円とか修繕がありました。この間で7回、7,800万円の追加工事があったというふうに、追加と言っていいかどうか分かりませんが、ありました。これは、当初で見込めていたものではなかったのでしょうか。お伺いします。

#### ○議長(喜舎場盛三)

玉寄施設担当課長。

#### ○施設担当課長(玉寄博道)

お答えいたします。

「平成29年度～32年度焼却設備定期修繕」につきましては、平成28年度に締結しました「那覇・南風原クリーンセンター基幹的設備改造工事」との連携を取り、効率よく修繕を行うため、基幹的設備改造工事の工期に合わせて、4年間の契約としたところでございます。

契約を締結する際、当初設計で予測できた修繕項目につきましては、契約に反映しておりますが、本修繕期間中に新たに確認された腐食・劣化による部品の交換、基幹的設備改造工事で新たに導入した機器の点検・整備につきましては、予測ができなかったことから契約変更により対応したところでございます。

#### ○議長(喜舎場盛三)

岡崎晋議員。

#### ○7番(岡崎晋)

私どもの焼却炉は、ストーカ方式というものだったと思います。当時としては最善のものを選択して導入したのだと思いますが、同じ型の焼却炉は、ほかの焼却施設の皆さんはどういうところで導入されていますか。

#### ○議長(喜舎場盛三)

大田クリーンセンター主幹。

#### ○クリーンセンター主幹(大田裕二)

お答えいたします。

県内の一般廃棄物焼却施設22施設ございますが、本組合と同様なストーカ炉式は、南部広域行政組合、浦添市、宮古島市など、合計18施設ございます。ガス化溶解炉式は、倉浜衛生施設組合、中部北環教施設組合など合計2施設、流動床式は石垣市、中城村・北中城村清掃事務組合の合計2施設となっております。

#### ○議長(喜舎場盛三)

岡崎晋議員。

#### ○7番(岡崎晋)

22施設のうち18施設で導入されているということは、先ほど申しましたように最善のものを選んで導入されたのだと思います。15年前ですね。これまでの修繕は、全部JFEにお願いしています。契約による修繕です。990万円とか952万円というのは、なかなか自然には見えにくい数字なのですが、やはり多くの皆さんは、JFE1社にだけしか任せられないのはどうかという考え方をする方が多いと思います。それで、JFEの言い値にはなっていないと、皆さんはおっしゃると思うのですが、それはどのように対策というか、対応して、決してJFEの言い値ではありませんというふうに、



お答えはいただけるのでしょうか。お伺いします。

○議長(喜舎場盛三)

大田クリーンセンター主幹。

○クリーンセンター主幹(大田裕二)

お答えいたします。

修繕費用にかかる設計額につきましては、業者の見積りに対し、国土交通省の「積算基準」に基づく、「公共工事労務単価」及び「公益社団法人全国都市清掃会議」発行の「積算要領」などを用い、さらにこれまでの作業実績も参考に精査・査定を行い、算出しております。以上です。

○議長(喜舎場盛三)

以上で通告書に基づく質疑は終了いたしました。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長(喜舎場盛三)

日程第7、これより一般質問を行います。この際、申し上げます。

本日の一般質問に関する発言の割り当て時間は、答弁を含めて各議員30分以内といたします。

発言通告書が提出されておりますので、通告書に従って順次発言を許可いたします。

金城眞徳議員。

○5番(金城眞徳)

質問の前に、少し所感を申し上げます。

総合交付金を使った周辺まちづくり事業で整備されております。開邦高校から下のほうに下りていく、この道路沿いを数日前に通りましたら、まちづくり事業で造った公園の駐車場や芝生広場、また屋外ステージなどで、七、八十名の園児が先生方と一緒にしゃいでいるのを見ました。大変ぼ

かばか陽気でしたので、屋外で伸び伸びと遊ぶ子供たちの楽しそうな姿を見て、この施設が、本当に、地域に還元されている施設だなと思いました。また、整備途中の下の川沿いも、完成すると、これから自然観察の散策コースとして、子供たちに向こうは大変親しまれる場所になるだろうと思いました。早い、また川沿いの整備もよろしく願いいたします。

それでは通告に従い、質問をいたします。分からないのがいっぱいございますので、ひとつ教えてください。

1番目に、組織体制についてお伺いいたします。令和元年11月に、山口県の山口エコテック株式会社の施設で、焼却灰をセメントに混ぜて再資源化する装置を視察させてもらいました。また、熊本市では、災害時のごみ処理や発電施設、そして、災害時の避難場所としての機能施設などを、視察・研修することができました。また、昨年11月には、草木の再資源化の取組や廃棄物の最終処理施設などの研修をさせてもらいました。廃棄物から再資源化できるもの、繰り返し再利用する循環型社会を目指す企業に大変感動いたしました。

そこで伺います。私たちの環境施設組合の中に、廃棄物から再資源化開発研究をする部署が設置されているか、お伺いいたします。

○議長(喜舎場盛三)

島袋次長兼所長。

○次長兼所長(島袋勝)

お答えいたします。

本組合では、「不燃粗大ごみ」及び「燃やさないごみ」を破碎して鉄・アルミを選別し再資源化を図っております。

また、「焼却灰」を熔融し、希少金属の材料となる熔融メタルや土木資材として再

利用される溶融スラグを生成し再資源化を図っております。

しかしながら、議員ご質問の再資源化開発研究の部署につきましては、現在ございません。以上です。

○議長(喜舎場盛三)

金城眞徳議員。

○5番(金城眞徳)

このような部署がないというお話でございました。

再質問いたします。例えば、災害時に電力の供給提供、そして避難場所機能などの議論、それからまた先ほどございました環境の杜のいろいろな再利用、地域への災害時の還元、こういったことも含めて、産官学の人材で再資源化技術を検討する組織、部署、考える、研究する部署が必要と思いますが、当局のお考えをお伺いいたします。

○議長(喜舎場盛三)

大田クリーンセンター主幹。

○クリーンセンター主幹(大田裕二)

お答えいたします。

現在、本組合に配置されております限られた人員の中で、新たな部署の設置は難しいものと考えておりますが、廃棄物の再資源化につきましては、引き続き、国の動向や先進地の事例などを参考に調査研究し続けてまいります。以上です。

○議長(喜舎場盛三)

金城眞徳議員。

○5番(金城眞徳)

せんだって、街クリーン株式会社の赤嶺社長がこんなことをおっしゃいました。「ごみの山に再資源がいっぱいある。廃棄物は宝の山」という表現をしました。時代の変化とともに、廃棄物の発生量は増加しております。また、質の多様化など課題も多くございます。早く組織を立ち上げて、

検討していただきますようにご提案申し上げて、この質問を終わります。

それから2番目の古紙の処理問題についてお伺いいたします。日本は、古紙の大半を中国に輸出しておりましたが、2021年、今年から古紙の全面輸入禁止を発表して、そうすると、国内の古紙の価格急落も重なって、大分だぶついていると聞いています。そこで、今までの買取りから有償引取りになりそうでございますけれども、本組合では、どのような見解をお持ちでしょうか。お伺いいたします。

○議長(喜舎場盛三)

島袋次長兼所長。

○次長兼所長(島袋勝)

お答えいたします。

那覇市へ確認したところ、古紙の取引市場については、最大の輸出先である中国が輸入規制を強化したことで、輸出量が激減し、全国的にも余剰傾向が見られ、古紙の取引価格も低下しているものと思われる。その影響を受け、県内の古紙リサイクル業者からも収支の採算が合わず経営も厳しい状況であるとの相談を受けたため、現状を確認し調整したうえで無償による古紙の引渡しを行っているとのこと。

併せて、那覇市では、各家庭から収集した古紙をリサイクル業者へ直接持ち込んで処理をしてもらう搬入体系を取っており、今後の取引についても、市場の動向を踏まえたうえで、適正価格で取引ができるようリサイクル業者と調整していきたいと考えているとのこと。

また、南風原町へ確認したところ、古紙の処理については、各家庭から収集した古紙を分別作業後、リサイクル業者が搬出する方式のため、令和2年4月より1キログラム当たり6円、10月から1キログラム当

たり7円の処理手数料を支払っている状況であり、今後も古紙市場の動向も注視しつつリサイクル業者と調整していきたいとのこと。以上です。

○議長(喜舎場盛三)

金城眞徳議員。

○5番(金城眞徳)

南風原町では有償引取りということでありました。この有償引取りになりますと、市民生活にも大きな影響がございます。ただ、県内の8町村では可燃ごみとして処理しているところもあると聞いております。細かいことについては本庁でお聞きしたいと思えます。ありがとうございました。

3番目の環境汚染について伺います。13年前まで利用しておりました旧最終処分場は、現在多目的広場として、地域の皆さんが有効利用されておりますけれども、その広場に染み込む浸出水と申しますか、水の水質は、環境の基準に適合しているか、お伺いいたします。

○議長(喜舎場盛三)

島袋次長兼所長。

○次長兼所長(島袋勝)

お答えいたします。

旧最終処分場跡地である多目的広場を管理している那覇市へ確認したところ、当該広場からの浸出水の水質は、公共下水道への放流基準を満たしていることから、令和元年7月から公共下水道へ接続し、放流を行っているとのこと。以上です。

○議長(喜舎場盛三)

金城眞徳議員。

○5番(金城眞徳)

今、普天間飛行場周辺の湧水からも指針値を超える高濃度の有機フッ素化合物が検出されております。また、嘉手納町でも、水源地がPFOSに汚染される事件もござ

いました。しかし、私どもの多目的広場は基準値内ということでございましたので、大変よかったです。今、市民、町民は水質汚染には大変関心がありますので、そのまま続けて、基準値に合うようお願いいたします。

4番目の焼却設備について質問いたします。平成18年に191億円の事業費で本格稼働した本施設も15年が経過しました。今議会の議案書から見ると、工事変更や修繕設計変更等で、平成29年から令和2年までに14億円余の整備費がかかっております。また、令和3年度で、今年で5億5,000万円の焼却設備の定期修繕もあり、これに加えると、この5年間で約20億円の整備費がかかったこととなります。1年間に4億円もかかる、こんな大変な整備費だと思って、メンテナンスに費用がかかるのかと大変驚いておりますけれども、この焼却設備の耐用年数というのは、何年ぐらいもつのでしょうか。お伺いいたします。

○議長(喜舎場盛三)

玉寄施設担当課長。

○施設担当課長(玉寄博道)

お答えいたします。

ごみ処理設備は、基幹的設備改造工事等の延命化を行わない場合、機器等の耐用年数はおおむね15年程度とされております。

本組合では、平成27年度に長寿命化整備計画を策定しており、今回の改造工事を含め段階的に3度の基幹的設備改造工事を実施し、供用開始から50年稼働させることを目指しております。

○議長(喜舎場盛三)

金城眞徳議員。

○5番(金城眞徳)

191億円も設備投資して、15年で終わってしまったら大変ですもんね。やはり長寿

命化のためのメンテナンスというのは、大変大事でございます。それだけコストがかかるんだということが分かりました。

そこで再質問いたします。先ほど、岡崎議員からも同じような質問がございましたけれども、余所の会社からの応札はないのか。修繕あたり、電気整備とかで。また、どうしても随意契約になるのか、お伺いいたします。

○議長(喜舎場盛三)

大田クリーンセンター主幹。

○クリーンセンター主幹(大田裕二)

お答えいたします。

ごみ処理施設は、プラントメーカーの高度な工学的技術とノウハウが蓄積された特殊な施設でございます。その施設は、多くの機器が緊密にシステム化された構造となっているため、本来の性能を継続的に発揮させるには、既存設備の構造や性能を踏まえた、適切な点検整備及び修繕を定期的に行うことが必要不可欠となります。その際には、ごみ処理施設の停止期間を最小限にとどめること、さらには年間を通して効率的な稼働が求められることから、点検整備及び修繕を迅速かつ正確に遂行する必要がございます。

以上のことから総合的に判断して、焼却設備等定期修繕の施工者は、ごみ処理施設の構造、機能及び性能を熟知しているプラントメーカーのみであると考えております。

したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約をしたものでございます。

なお、本施設の修繕につきましては、プラントメーカーからの分離発注に努めており、可能な限り県内に本店または支店を置く事業所による制限付一般競争入札を行っております。以上です。

○議長(喜舎場盛三)

金城眞徳議員。

○5番(金城眞徳)

ありがとうございます。

大変、高額な設備費でございますので、やはりまた工場を止めることもできないし、長寿命化を図るためにはしょうがないのかとも思います。これからも頑張ってください。質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(喜舎場盛三)

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

まず最初に、環境の杜ふれあい管理運営業務委託について。先月のお話では、新年度からは、これまでの3年契約から5年間にする予定だと伺いました。その5年間にする理由は何でしょうか。

○議長(喜舎場盛三)

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

お答えいたします。

指定期間を延ばすことにより、指定管理者において、人材の育成や確保等ができ、安定的に管理運営ができるものと考えており、5年間の期間を設定いたしました。

また、那覇市の指定管理者制度を導入している施設のほとんどが、指定期間を5年間としていることも参考にしております。

○議長(喜舎場盛三)

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

そうですね。私は去年、環境の杜の館長にもお会いしました。株式会社沖縄ダイケンの指定管理者の担当部長にもお会いしました。おっしゃっていたのは、やはり3年間では、やりたいことがなかなかできない。これまで、基本事業では黒字になったこと

はないと言っていました。それを自主事業で埋め合わせしたと聞いております。やはり3年間では人の手配やら、いろいろな投資ができなかったのだろーと思ひます。ですから、5年にするということは、遅かったのではないかとも思ひます。それで、この環境の杜は、開業以来、ずっと同じ会社の皆さんが指定管理者としてやっけてきています。前回はほかに応札者がいなかったと。前回だけなのか、あるいはそれ以前もそうだったのか分かりませんが、これまでの3年間を5年間にすることによって、新たな応札者が見込まれると思ひますか。

○議長(喜舎場盛三)

平良総務企画課主幹。

○総務企画課主幹(平良達郎)

お答えします。

指定期間が長くなることで、応募者にとっては事業の企画等を長期的に計画することができることから、応募しやすくなると思ひております。以上です。

○議長(喜舎場盛三)

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

基本事業に必要なトレーニング器具、あるいは体育館と呼ぶのでしょうか、いろいろな器具などがありますけれども、あーいった器具、備品などの管理はどのように管理していますか。

○議長(喜舎場盛三)

平良総務企画課主幹。

○総務企画課主幹(平良達郎)

お答えいたします。

環境の杜ふれあいに設置しているトレーニング機器につきましては、毎日、環境の杜スタッフが、トレーニング室にある全機器を、ワイヤーやボルトの緩み、作動時に

異常音がないかなど、点検リスト6項目に基づき点検を行うほか、機器メーカーによる保守点検を年に1回行っております。

また、体育器具等におきましては、卓球台やバドミントン等の器具の設置や撤去時にスタッフが点検しており、ねじの緩み等があれば締め直すなどして対応しております。以上です。

○議長(喜舎場盛三)

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

今は器具、備品などについて伺いましたが、私はそこのお風呂が大好きで、寒いときにはよく通っていましたが、もう1年以上行っていないのですが、二月ぐらい前に、利用したある方から耳にしたのは、お風呂場のぬめりを感じたと。このコロナ禍で利用者が減って、そしてスタッフも減ったのかどうか分かりませんが、衛生管理にも今後気をつけていていただきたいと思ひます。

2番目のコロナ禍による環境の杜運営委託料に対する交付金について。去年10月の定例会では、たしか令和2年度の補正予算で1,600万円の交付金を計上したと思ひます。新年度予算には当然のことだと思ひますが、それは計上されていません。しかし、コロナはなかなか収まりそうにないので、(1)新年度も環境の杜利用料減に伴う交付金を見込んでいるか。そして、(2)利用料金の減収については、100%補填するのでしょうか。お伺いします。

○議長(喜舎場盛三)

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

ご質問の2番目(1)についてお答えいたします。

「新型コロナウイルス感染症対応地方創

生臨時交付金」につきましては、国から令和3年度予算への対応について示されていないため、新年度予算には計上しておりませんが、動向を確認しながら、必要に応じて補正予算等に対応していきたいと考えております。

次に(2)についてお答えします。

新型コロナウイルスの影響により、国・県の緊急事態宣言等で営業時間の短縮や利用人数の制限等を行った場合など、利用料金の減収が生じた場合は、那覇市及び南風原町の指定管理者への支援策等を参考に影響額の補填を行っていききたいと考えております。以上です。

○議長(喜舎場盛三)

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

今年度の1,600万円の交付は必要な分のほぼ100%だったと私は理解しているのですが、しかし一方、まちの多くの事業者の皆さんは、閉鎖、倒産に追い込まれたり、あるいは大きな収入減になって、国や県からの手当ではとても補いきれないということもあります。そういう中で、私たちが、クリーンセンターが運営すべき環境の杜を指定管理で業務委託しているとはいえ、利用料の減った分を100%補填するのはどうなのかという考え方も、私の耳には入ってきています。それは、国からの資金が手当されるとはいえ、100%補填するのはという考え方も私の耳には入りますが、それについては、私はそういう方に何と説明していけばいいのか。教えていただけますか。もしご名答があれば。

○議長(喜舎場盛三)

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

お答えいたします。

ただいまの地方創生臨時交付金につきましては、各市町村で、それぞれ事業計画を立てて、それに基づいて支援がなされていると思います。今回のうちの環境の杜ふれあいにつきましては、もともと指定管理の協定を結ぶ際に、利用施設、利用人数等に基づいて協定を交わしております。今回、コロナの緊急事態宣言等で、一部利用の制限や、あとは一定期間閉鎖という形での対応をさせてもらいました。そういったことから、当初の協定の内容と変わった部分について、今回、この支援金の活用ができるということで、那覇市・南風原町のほうに支援金として、負担金のほうを計上させていただいたところですが、そういったことから、民間の企業等との違い等があったと思うのですが、うちとしては、当初の協定の内容に変更があったということで、この支援金の活用をさせていただいたところですが、令和3年度につきましても、同様な支援等が、確かにこういったコロナの影響等が出て、支援等が必要な際に活用できるのであれば、引き続き活用していきたいと考えております。以上です。

○議長(喜舎場盛三)

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

ありがとうございます。

今のような答えで私に聞いてきたその人に答えて、納得できるかどうか分かりませんが、私も引き続き勉強していきたいと思えます。

3番目にまいります。地球温暖化について。本クリーンセンターでは、年間どれほどの二酸化炭素を排出していますか。

○議長(喜舎場盛三)

玉寄施設担当課長。

○施設担当課長(玉寄博道)

お答えいたします。

令和元年度、本クリーンセンターの二酸化炭素排出量は、環境省が定める「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「同施行令」に基づき算出したところ、年間4万8,680トンとなります。以上です。

○議長(喜舎場盛三)

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

ありがとうございます。

この4万8,680トンという数字が、日本全国共通しているかどうか、私は分からないんですよ。課長が、もし共通ならば、共通だと後で教えていただきたいのですが、なぜかという、沖縄県の環境部の環境再生課とか環境整備課に、私はホームページを見たりしながら電話で聞きました。環境省の地球温暖化対策課というところにも聞いてみたのですが、燃やすごみの中に廃プラスチックがどれだけあるかによって、それをある係数に掛けてCO<sub>2</sub>の排出量を計算すると聞きましたけれども、玉寄課長、この4万8,680トンというのはどのようにして求めたのでしょうか。

○議長(喜舎場盛三)

名城クリーンセンター主査。

○クリーンセンター主査(名城武士)

お答えいたします。

まず、二酸化炭素排出量の算出方法について、お答えいたしますが、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に定められておまして、先ほどの数字は、クリーンセンター施設内で使用する燃料、電力会社から購入した電気、焼却処理した廃プラスチックの量、これらについて国及び電力会社が定めた二酸化炭素排出係数などを乗じて算出するように示されております。

廃プラスチックの焼却量につきましては、

毎月のごみ質検査を参考に、年間の焼却処理量を算出して、最後に二酸化炭素排出量を計算しております。以上です。

○議長(喜舎場盛三)

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

ありがとうございます。

先ほど私がちょっと話をした、廃プラの割合を求めて算出するという方法もありますか。

○施設担当課長(玉寄博道)

休憩よろしいですか。

○議長(喜舎場盛三)

休憩します。

再開します。

玉寄施設担当課長。

○施設担当課長(玉寄博道)

お答えします。

先ほど、二酸化炭素の排出算定方法についてお答えしましたが、この中で、本施設で焼却しました廃プラスチックの量、これは毎月ごみ質検査で出されております数字から、本施設で、ごみに含まれる廃プラスチックの割合が17.17%となっております。この数字を基に、先ほどご説明しました年間の排出量4万8,680トンという数字を出してございます。

○議長(喜舎場盛三)

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

ありがとうございます。

分かりました。我がセンターは17%の廃プラを燃やしているということで、それから求めた数字が4万8,680トンなんですね。ありがとうございます。

それで、先ほどの話に戻りますが、廃プラ以外のものは、全国どこでも焼却炉で燃やしている、廃プラ以外のものからは二酸

化炭素は出ないという捉え方をしているんですね、国は、環境省は。本当にそれでいいのかと私は思うのですが。沖縄県全体で、最新のデータでは、平成29年度のものしかまとめてないのですが、40万2,101トンのごみを燃やしています。全県、離島も含めてです。埼玉県が計算したCO<sub>2</sub>換算ですね、二酸化炭素以外にも一酸化窒素とかメタンとか燃やしたらいろいろなものが出てくるのですが、埼玉県の2020年のデータでは、年間で200万トンも焼却して、90万トンのCO<sub>2</sub>が出たと。燃やす量の約45%、廃プラ含めて全部、燃やすごみの約45%がCO<sub>2</sub>換算の量が排出されると。そうすると、私たち、少し古いのですが、2017年、平成29年度、県全体で燃やした40万2,000トンのごみからは、毎日127トンのCO<sub>2</sub>が出ていると。ごめんなさい、ここです。この施設です。今の計算で、今の捉え方で言うと、この施設で毎日28万2,000トンの……、ごめんなさい、毎日282トンのごみを燃やして、そしてその45%が二酸化炭素になるということは、先ほど言われたような数字になります。4万5,000トンから4万8,000トン。毎日です。

そこで、すみません、お手元の資料を見ていただきたいと思いますが、新聞の切り抜きです。事務局にコピーしていただいて、議長のご了解をいただいて、皆様のお手元に新聞の切り抜きをコピーさせていただきました。見にくくて申し訳ないのですが、4つの記事をコピーしています。左側の脱炭素日米協調、1月22日の日本経済新聞ですが、たしか1月20日に発足したバイデン大統領が、トランプ政権で国務長官をなさったジョン・ケリーさんを、気候変動対策の大統領特使に任命しました。国務長官って筆頭閣僚ですね。大統領で言えば第

3位の継承順位にある方です。そういう方を、違う政権がわざわざ大統領特使に任命した。そして、下から3段目で、小泉大臣は、国務長官当時で言うと1年半から2年前のことだと思えますけれども、あのときと、今の日本気候変動対策の次元が違います。この1年間に、日本、世界においては、気候変動対策に、急速に傾注、力を入れてきていると思います。右上の小さい枠では、アメリカの新政権が打ち出した第1番目に気候変動を持ってきています。真ん中の右側ではコストのことですね。先ほど、金城議員のご質問にもありましたが、大変なコストがかかっているんだと、うちの焼却炉では。

これからは、炭素税というのがもっともっとかかってくると思います。いろいろなものに。今では、重油とか石炭、LPG、そういったものを輸入して買うときに、1トン当たり約3ドル弱の炭素税がかかって、それがいろいろな、私たちの見えないところで課税されているのですが、これ以外にも、炭素税はいろいろなところで、少しでしようがかかっていると思います。この炭素税が、今後さらに上がってくると私は思っているのです。右下では、私たちが導入しているプラントメーカーのJFEが廃棄物から水素をつくる技術、世界中では二酸化炭素を抑えるということももちろんしていますが、出てくる二酸化炭素を資源化、あるいは固めて地中に埋めるとか、水中に埋めるとか、そういったことが一部で実用化してきています。このような情勢下で、私自身、このセンターから、多分直線距離で1.2キロあるかないかのところに私の自宅があるのですが、さして暖かくもしていない自宅の中で、真冬にゴキブリが出没したり、野菜畑では刺されたらかゆみが止ま



らない黄色い毛虫が年中絶えない。こういう温暖化が急速に進んできて、今の日本海側の大雪も、去年の熱暑の影響だと言われている。こういう情勢下で、私自身、大好きな生サンマが食べられないという不満もありますが、是非このセンターでも一気にやることは難しいと思いますけれども、これから35年間、手を加えながら使っていく焼却炉で、このままごみを燃やし続けるのではなくて、何らかの手を加えて、さらに排出ガスを減らす、あるいは資源化に努めていく、研究とか調査などに努めていただきたいと思うのですが、管理者の城間市長、ご見解を伺いたいと思います。

○議長(喜舎場盛三)

城間幹子管理者。

○管理者(城間幹子)

お答えいたします。

今、岡崎議員から現状を憂う声を聞いて、今後、私も心配している一人でございますけれども、菅首相が2020年10月26日の所信表明演説で、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げて、グリーン社会の実現に最大限注力をするとおっしゃいました。2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。すなわち、2050年カーボンニュートラルという表現をなさいました。脱炭素社会の実現を目指すことを宣言したことは、皆さんもご承知のとおりだと思います。私も承知してございます。

演説の中で、革新的な新しい技術の発明の実用化を見据えた研究開発を促進し、グリーン投資のさらなる普及を進め、脱炭素社会の実現に向けて、国と地方で検討を行う新たな場を創設するとおっしゃっております。

これらにつきましては、国全体で取り組むことが重要であります。特に脱炭素社会

は、産業界のみならず、企業努力において技術開発が大きく寄与してくるものと期待をしているところでございます。

本クリーンセンターにおきましても、今後、国の動向や技術開発の進捗を踏まえ、温暖化対策に取り組んでまいります。

また、新たに私の考えとして、企業努力、あるいは国のやるべきこと、それを待たずとも、我々ができることはないかということを考えていきたい。場を捉えて市民、町民への呼びかけ、例えばこれまでも声をかけてきましたが、クールチョイスであるとか、那覇市の4R、南風原町の5Rであるとか、様々な場面で市民がごみを出す当事者である我々の努力も必要だろうと思っておりますので、その声かけを共に、国、地球をどうするかということ踏まえてお話をさせていただく機会があれば、呼びかけていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長(喜舎場盛三)

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

ありがとうございます。

この一般廃棄物等、CO<sub>2</sub>の削減については、前回も我如古議員が取り上げておられましたが、我がクリーンセンターは、沖縄県内で25%、4分の1のごみを燃やしています。ここでも、ワッター南風原町長のご見解も伺ってみたいと思います。よろしく願いします。

○議長(喜舎場盛三)

赤嶺正之副管理者。

○副管理者(赤嶺正之)

私も管理者と同じ見解でございます。

○議長(喜舎場盛三)

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

ありがとうございます。

私の質問を終わります。

○議長(喜舎場盛三)

我如古一郎議員。

○6番(我如古一郎)

日本共産党の我如古一郎です。一般質問を行います。

コロナ禍は、今や全世界に蔓延をして、収束の見通しはついておりません。いつか、コロナに打ち勝って、県民が平穏な生活に戻れるよう、今できることを誠実に、そして確実にやっていくのが、地方自治体の責務だと思います。環境施設組合のクリーンセンターは、那覇市、南風原町の住民生活を支える重要な施設です。今回はその観点から、以下伺います。

コロナ禍対策について。(1)クリーンセンターに搬入で出入りするパッカー車等や自己搬入車両の、自治体ごとの一日平均台数と合計、最大台数を伺います。

○議長(喜舎場盛三)

玉寄施設担当課長。

○施設担当課長(玉寄博道)

お答えいたします。

令和2年1月から12月のパッカー車等の那覇市の一日平均台数は268台、合計は8万3,406台、最大一日平均台数は12月の281台、最大台数は12月の7,589台であり、南風原町の一日平均台数は19台、合計は5,969台、最大一日平均台数は12月の21台、最大台数は12月の563台となっております。

次に、自己搬入車両の那覇市の一日平均台数は166台、合計は5万1,534台、最大一日平均台数は12月の223台、最大台数は12月の6,025台であり、南風原町の一日平均台数は28台、合計は8,676台、最大一日平均台数は12月の43台、最大台数は12月の1,153台となっております。

○議長(喜舎場盛三)

我如古一郎議員。

○6番(我如古一郎)

数字が続いて分かりにくいので、私のほうでちょっとまとめると、クリーンセンターに搬入するパッカー車は、那覇市で一日平均268台、南風原町で19台、合計で287台。両市町合わせて1年で8万9,000台ものパッカー車が行き交います。自己搬入の市民の車も1年で6万台という、これだけの車と人が集中する焼却炉のピット前の現業職員は、やはり感染の危険にさらされています。

そこで焼却炉のピット周辺での現業職員の感染対策を伺います。

○議長(喜舎場盛三)

玉寄施設担当課長。

○施設担当課長(玉寄博道)

お答えします。

ピット周辺で作業を行う現業職員は、マスクと手袋を着用し、手洗いやアルコールによる手指消毒を行っております。

また、県の緊急事態宣言時には、2班体制で別の班と接触しない体制を取り、最も搬入台数の多い土曜日においては、自己搬入する住民との接触機会を低減するため、これまで9時から11時45分、13時から16時45分までとしていた受付を、9時から11時45分までの受付のみに変更し対策を取っております。

○議長(喜舎場盛三)

我如古一郎議員。

○6番(我如古一郎)

対策をやろうとしていますけれども、再質問します。仮にもコロナ感染が広がって、搬入業務が止まることがあってはならないと思います。搬入業務を止めないためにも、ごみ収集員や現業職員を守る必要があると

思います。廃棄物処理事業の継続に必要な個人防護具の確保について、ガイドラインにおいては、感染防止策として手袋、マスク等の個人防護具の使用や運搬車両、施設等の定期的な清掃及び消毒の実施などを想定しており、これは一般廃棄物の処理が安定的に継続されるために有用であると指摘をされています。ピットで働く現業職員の感染防護具マスクは、医療用のN95が望ましいのではないのでしょうか。運搬車両や施設の定期的な消毒が必要ではないのでしょうか。伺います。

○議長(喜舎場盛三)

山城クリーンセンター主幹。

○クリーンセンター主幹(山城聡)

お答えいたします。

N95マスクは、血液や体液の曝露予防にも有用とされていることから、医療用として多く活用されているようです。

本クリーンセンターのピット周辺で働く現業職員のマスクは、車からの排ガスや粉じん、コロナウイルス感染防止等を考慮し、PM2.5等を95%以上捕集するとされている使い捨ての不織布マスクを使用しております。

また、運搬車両につきましては、可燃ごみや不燃ごみなどのごみの種類が切り替わったときや、搬入が終了したときに洗車を行い、また、プラットホームにつきましては、毎日の消臭剤散布や洗浄を行い、毎週月曜日に殺虫剤散布を行っております。

今後とも、本クリーンセンターに搬入される一般廃棄物の安定的な処理を継続するために職員の感染防止対策に努めてまいります。以上です。

○議長(喜舎場盛三)

我如古一郎議員。

○6番(我如古一郎)

次にごみ収集業者に対する感染対策の指針はあるのでしょうか。感染の報告義務はあるのか、伺います。

○議長(喜舎場盛三)

玉寄施設担当課長。

○施設担当課長(玉寄博道)

お答えします。

那覇市へ確認したところ、ごみ収集業者に特化した感染対策の指針は特に定めておりませんが、許可業者の場合、感染が発生した際、収集業務に支障が生じる業者が多いことを踏まえ、市長通知において、感染予防対策や感染した場合の対応を含めた収集運搬業務の継続に向けた基本的な考え方を示しております。また、許可業者が当該感染症に罹患した場合は、業務継続の可否も含めて連絡をいただき、協力体制の確認など必要な調整をするとのことでした。

また、直営及び委託業者の場合、ごみの収集現場における新型コロナウイルス感染対策につきましては、環境省から通知がありました「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を参考に、ごみ収集委託事業者と情報を共有し感染拡大防止に取り組んでおります。

特に感染の報告義務はありませんが、一般家庭ごみの収集体制を維持していくために、委託業者調整会議を毎月定例で行い、感染予防対策などの情報の共有及び密な連携を図っていくことを確認しているとのことでした。

南風原町へ確認したところ、ごみ収集業者に特化した感染対策の指針は特に定めておりませんが、委託業者についてはマスク、消毒液、手袋の提供や、収集作業における感染防止マニュアルの提供等を行う感染対策を講じており、感染症が出た際には町へ報告するよう求めているとのことでした。

○議長(喜舎場盛三)

我如古一郎議員。

○6番(我如古一郎)

この答弁を受けまして、2番、BCP事業継続計画について質問します。

本施設において、新型コロナ等感染症に対応する、事業継続計画策定の意義を問います。環境省廃棄物適正処理推進課からの通知でも、「廃棄物処理事業継続計画」の策定をするよう推奨されています。対応を伺います。

○議長(喜舎場盛三)

玉寄施設担当課長。

○施設担当課長(玉寄博道)

お答えします。

令和2年4月1日付で、環境省廃棄物適正処理推進課から市町村に周知するよう、各都道府県に出されました「新型コロナウイルス感染症を対象とした廃棄物処理事業継続計画作成について」の事務連絡では、廃棄物処理事業を安定的に継続するために、危機管理体制や感染症防止策、事業継続に必要な人員及び物資の確保等について検討することが求められております。

本組合においても「廃棄物処理事業継続計画」の策定は、コロナ禍における一般廃棄物の安定処理のためには、必要であると考えており、那覇市及び南風原町と連携しながら検討してまいります。

○議長(喜舎場盛三)

我如古一郎議員。

○6番(我如古一郎)

冒頭でも述べましたけれども、コロナウイルス感染が拡大して、既に1年が経過しており、当組合としてBCP事業継続計画を策定していないのは、対応として遅いと指摘をしておきたいと思っております。早急に策定を進めてください。

次にクリーンセンター管理運営の委託企業は、「廃棄物処理事業継続計画」の策定をしているのか、伺います。

○議長(喜舎場盛三)

玉寄施設担当課長。

○施設担当課長(玉寄博道)

お答えいたします。

本クリーンセンターを管理運営しております委託企業に確認したところ、「新型コロナウイルス感染症を対象とした廃棄物処理事業継続計画」は策定していないとのことでしたが、新型コロナウイルスを含むその他の感染症などを想定した、職員の行動指針や、応援体制の実施方針などを定めた業務継続の実施計画については、策定しているとのことでした。

○議長(喜舎場盛三)

我如古一郎議員。

○6番(我如古一郎)

焼却炉を止めることがないよう、職員の行動指針や応援体制の実施方針などを定めた業務継続の実施計画は策定しているということで、これは評価したいと思います。

再質問をします。環境省のガイドラインの一部を読み上げます。「「廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務」等に係る作業には原則として化学防護服等の適切な防護具の使用が必要とされています。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、手袋、マスク、化学防護服等の個人防護具並びに消毒液が手に入りにくい状況が続いておりますが、特に市町村及び一般廃棄物処理業者における個人防護具等の備蓄状況の確認や、必要数の確保等、事業継続のための取組に努めてください。特に、労働安全衛生規則等に基づいて化学防護服が不足することとなれば、焼却施設の日常点検、定期点検等

の作業の実施に大きな支障が生じることも想定されます。市町村のみならず、日常点検、定期点検等の作業を委託する事業者における化学防護服の確保状況を確認し、日常点検、定期点検等の作業の実施に支障が生じないようにすること。」としていることに対する、当局の見解を伺います。

○議長(喜舎場盛三)

大田クリーンセンター主幹。

○クリーンセンター主幹(大田裕二)

お答えいたします。

本クリーンセンターでは、日常点検、定期点検などの作業の実施に支障が生じないように、化学防護服などにつきましては必要な数量を確保しているところでございます。

今後、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、化学防護服などの不足が想定される場合は、国・県と連携しながら必要な数量の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長(喜舎場盛三)

我如古一郎議員。

○6番(我如古一郎)

はい、しっかり対策してください。

最後に、管理者に伺います。非常事態宣言の中、新型コロナウイルスとの闘いはまだまだ続きます。そして新たな変異型のコロナウイルスもはやり始めています。コロナのような新たな未知の感染症は、今後も出てまいります。職員の生命と健康を守り、かつ那覇市・南風原町の一般廃棄物を適正に継続して処理し両市町の環境と生活を守る使命が、本組合にはあります。管理者としての見解を伺います。

○議長(喜舎場盛三)

城間幹子管理者。

○管理者(城間幹子)

お答えいたします。

先ほど我如古議員がおっしゃったように、新型コロナウイルスとの闘いはまだまだ続きます。本当に予断を許さない状況であると、私も認識をいたしております。

国の、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、ごみ処理に関わる事業者は、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置づけられております。十分に感染防止対策を講じつつ、事業を継続することが求められております。

本組合の事業は、那覇市・南風原町の住民から排出されます一般廃棄物を処理することであり、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めている重要な施設でございます。

コロナウイルス感染の収束が見えない中、職員は感染防止策として、先ほど担当より答弁のありましたように、マスク、手袋の着用、手洗い、手指消毒、アルコール消毒や2班体制での勤務を講じるなど、強い使命感と責任感を持って、日々施設の継続的な運営を担っているところでございます。これがしっかりと継続できるように、市民、町民の安全・安心を守るためにも、心がけていきたいことだと思っております。以上です。

○議長(喜舎場盛三)

我如古一郎議員。

○6番(我如古一郎)

管理者、そして副管理者それぞれで、母体のほうでの対策も問われる状況となっております。

廃棄物を収集するごみ収集員、そしてピット前でごみの受入れをする現業職員、さらに焼却処理で委託を受けている企業の職員も、全て、この社会生活を支えるエッセンシャルワーカーになります。エッセン

シヤルワーカーとは、特に7つの職種を指しています。医療従事者、スーパー・コンビニ・薬局の店員、介護福祉士等、保育士、そして市や町の職員、バスや電車の運転手、郵便配達等トラック運転手といった職種に、このごみの収集員も入っています。大事な仕事を担っている皆さんを、コロナから守らなければいけません。BCP事業継続計画を早急に策定して、コロナと闘って収束をさせていこうではありませんか。以上で一般質問を終わります。

○議長(喜舎場盛三)

これをもちまして、本定例会における一般質問を終了いたします。

~~~~~

○議長(喜舎場盛三)

次に、議決事件の条項・字句及び数字等の整理について、お諮りいたします。

本定例会において議決されました議案については、会議規則第37条の規定により、その条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(喜舎場盛三)

ご異議なしと認めます。

よって、条項・字句・数字・その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

○議長(喜舎場盛三)

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、令和3年(2021年)2月那覇市・南風原町環境施設組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

(午前11時38分 閉会)

上記のとおり議事録を整理し、署名する。

議長

喜舎場盛三

署名議員

大城 勇太

署名議員

赤嶺 泰津江